

別表（第4項関係）

団体名	補助金の限度額
1. 総合型地域スポーツクラブ	次に掲げる中学生の受入人数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（新規に団体を立ち上げる場合は、25万円を加算する。） (1) 100人以上 50万円 (2) 50人以上99人以下 30万円 (3) 49人以下 20万円
2. スポーツ少年団	次に掲げる中学生の受入人数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（新規に団体を立ち上げる場合は、4万円を加算する。） (1) 25人以上 8万円 (2) 10人以上24人以下 6万円 (3) 9人以下 4万円
3. 地域文化団体	次に掲げる中学生の受入人数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（新規に団体を立ち上げる場合は、20万円を加算する。） (1) 100人以上 50万円 (2) 50人以上99人以下 30万円 (3) 49人以下 20万円